

# お試しセットアップスポット利用約款

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

- 「お試しセットアップスポット利用約款」（以下「本約款」という）は、本約款に同意した上で、「お試しセットアップスポット」（詳細は第3条にて定めるものとし、以下「本サービス」という）の利用を申し込み、株式会社ぐるなび（以下「当社」という）がこれを承諾した者（以下「利用者」という）が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。
- 本約款に定めのない事項については、基本約款及び掲載サービス約款（以下「原条件」という）が適用されるものとし、本約款と原条件の定めが相反する場合は、本約款の定めが優先して適用される。なお、本約款に定めなき事項につき原条件を適用する場合、原条件における用語を、次の各号に掲げるとおり読み替えて適用する。
  - 「契約者」は、「利用者」と読み替える。
  - 「本サービス」は、前項に定める「本サービス」を指す。
- 本約款における用語の定義は、本約款に別段の定めがある場合または当該用語が文脈上別段の意味を有することが明白である場合を除き、原条件の定めに従う。

### 第2条（定義）

前条第3項に加え、本約款における用語の定義は、当該用語が別段の意味を有することが明白である場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- 当社サイト  
当社が管理および運営するウェブサイト「ぐるなび」
- 対象店舗  
利用者が運営する飲食店のうち、利用者が本サービスの対象とすることを指定した店舗
- 利用者ページ  
当社サイト上における、対象店舗にかかる情報を掲載したウェブページ

### 第3条（本サービス）

- 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
  - 利用者ページ更新代行サービス  
利用者に代わり、以下に掲げる利用者ページの更新を行うサービス
  - ぐるなびフォトサービス
- 利用者によるぐるなびフォトサービスの利用にかかる諸条件は、当社が別途定める「ぐるなびフォト合意書」にて定める。
- 当社は、本サービスの内容を隨時自由に見直すことができる。

### 第4条（本契約の成立および条件）

- 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という）は、当社に対し、当社所定の申込書又は申込画面等（以下「申込書等」という）を提出又は送信することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、申込書等の提出又は送信をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準（以下「審査基準」という）に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本約款に基づく利用希望者と当社との間の契約（以下「本契約」という）は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

### 第5条（本契約期間）

本契約の有効期間（以下「本契約期間」という）は、本契約が成立した日から利用者による当社への第6条又は第7条の支払いがすべて完了した日までとする。

### 第6条（本サービス料および支払い条件）

- 利用者は、本サービスの対価（以下「本サービス料」という）として、申込書等に定める額を支払う。
- 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。
- 当社は、利用者が第3条第1項に掲げる本サービスの全部または一部を利用しない場合であっても、本サービス料の減額を行わない。ただし、当社と利用者との間で別途合意した場合はこの限りでない。

### 第7条（キャンセル料）

本サービスへの申込後、契約者が本サービスの利用をキャンセル又は本契約を中途解約する場合、契約者はキャンセル料として、本サービス料全額（税抜金額）を当社に支払うものとする。キャンセル料には税は付加しない。なお、ぐるなびフォト合意書に定めるキャンセル料は発生しない。

### 第8条（再委託）

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者（以下「委託先」という）に委託することができる。

### 第9条（本サービスの提供条件）

- 当社は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、利用者に対し本サービスの提供を行わない。
  - 当社が提供する各種サービス（本サービスを含むがこれに限られない）の利用にかかる対価の支払いを怠っている場合
  - 当社サイト上の利用者ページの掲載が、利用者の責に帰すべき事由（第13条（禁止事項）の定めに違反したことを含むがこれに限られない）により停止している場合
- 当社は、前項の定めにより利用者に対する本サービスの提供を行わない場合、本サービス料の減額を行わない。

## 第2章 利用者ページ更新代行サービス

### 第10条（本章の適用）

本章の規定は、利用者による利用者ページ更新代行サービスの利用につき適用される。

### 第11条（利用者ページの更新代行）

- 利用者は、当社に対し、次条の定めに従い利用者ページの編集および更新にかかる作業（以下「更新作業」という）を委託し、当社はこれを受託する。
- 当社は、前項に基づき利用者より受託した更新作業を善良なる管理者の注意をもって遂行する。
- 利用者は、当社がシステム上の制約又はやむを得ない事由により更新作業ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

### 第12条（更新作業等）

- 当社は、更新作業の実施に先立ち、事前の打合せ（以下「事前打合せ」という）を実施する。事前打合せの日時、場所その他詳細条件については、当社と利用者との間で別途協議の上決定する。
- 利用者は、前項の事前打合せを実施した日から30日以内に、当社に対し、当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項を提示または提供することにより、利用者ページの更新作業の実施を依頼する。利用者が当該期間内に当社に対して更新作業の依頼を行わない場合、当社は利用者が本サービスの利用をキャンセルしたものとみなす。
  - 利用者ページ上の更新を希望する項目
  - 更新内容
  - 利用者ページに掲載を希望する写真画像
  - その他当社が別途指定するもの
- 当社は、前項の依頼を受けた後、遅滞なく、当該依頼内容に従って更新作業を開始する。
- 当社は、更新作業完了後、利用者に対し更新内容の確認を依頼し、利用者は、当該依頼を受けた日から5営業日以内に更新内容を確認し、これを承諾するか否かを当社に対し通知する。当該期間内に利用者から何らの意思表示もない場合、当社は利用者が当該更新内容につき承諾したものとみなす。
- 当社は、前二項の定めにより利用者が承諾した更新内容で利用者ページの掲出を行う。当該掲出をもって当社によるサービス提供は終了するものとする。

## 第3章（雑則）

### 第13条（保証）

利用者は、当社に対し次の各号に掲げる事項を保証する。

- 本サービスの利用の過程で当社に提供した事項につき、以下に該当するものが含まれていないこと
  - 事実と異なる情報または真実性が疑わしい情報
  - 性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報その他ユーザーに不快感を与える情報
  - 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を助長する情報
  - 上記のほか、当社が別途禁止する事項
- 当社に提供した写真画像が第三者のいかなる権利（著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれらに限られない）をも侵害しないこと

### 第14条（禁止事項）

- 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
  - 本約款に違反する行為
  - 委託先を誹謗中傷し、または委託先の品位や名誉を傷つける行為
- 当社は、利用者が前項に掲げる事項を行ったと判断する場合、利用者に予告することなく利用者ページの掲出を一時中断または掲出を取りやめることができる。この場合、利用者ページの掲出を停止した期間における本サービス料は減額されるものではない。

### 第15条（知的財産権等）

- 本サービスの提供の過程で当社が制作したページその他の制作物の著作権は、当社に帰属する。ただし、当該制作物に、利用者が著作権その他の権利を有する素材（写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない）が含まれる場合、当該制作物にかかる権利の帰属については、当社および利用者にて別途協議の上定めるものとする。
- 利用者は、当社に対し、当社による本サービスの提供のために必要な範囲における利用者の商号、商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

### 第16条（本サービスの停止および中断）

- 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を、利用者に予告なく停止することができる。
  - 当社のサーバーまたはシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能または困難な場合
  - 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱、本サービスを提供する上で必要となる第三者のサービスの不具合等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能または困難な場合
- 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部または一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

### 第17条（当社による本契約の終了）

- 当社は、本契約期間内であっても、利用者に対し当社所定の方法により通知をすることで、本契約を終了させることができる。
- 当社は、掲載サービス約款第15条第1項に該当する場合のほか、利用者が第13条の規定に違反した場合、利用者に対するなんらの通知および催告なしに、直ちに本契約を終了させることができる。
- 終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、終了時において本約款に基づく利用者の未履行の債務がある場合、当該債務については、そのすべての履行が完了するまでの間、本約款が適用される。

### 第18条（利用者による本契約の終了）

利用者は、本契約期間中であっても、当社所定の方法により、当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことで、本契約を終了させることができる。

以上

制定日 2025年9月4日